

入 札 説 明 書

この入札説明書は、「道路除草業務委託（道維・維補）」について、次のとおり一般競争入札を行うので、関係法令及び本件業務委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務番号 第26-41380-0177号
- (2) 委託業務名 道路除草業務委託（道維・維補）
- (3) 業務概要 除草工 A=94, 703.7m²
- (4) 業務の仕様等 設計図書による
- (5) 履行期間 契約締結の日から令和8年12月25日まで
- (6) 履行場所 いわき市三和町下市萱字滝ノ上地内外（いわき上三坂小野線外）
- (7) 最低制限価格 施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たし、当該入札に参加する資格を有することの確認を受けた者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請の期限の日から落札者決定の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県令和7・8年度工事等請負有資格業者名簿の下記の発注種別において、下記の格付等級に登録されていること。
 - ア 発注種別 一般土木工事
 - イ 格付等級 A又はB
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）の下記の業種の許可を受けていること。
 - ア 許可業種 とび・土工工事業
- (6) 管内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
 - ※ 管内とは、いわき建設事務所管内をいう。
 - ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であつて開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
- (7) 単体企業による参加であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）を、次に定めるところにより提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

（1）提出期間

令和8年7月22日（水）から令和8年7月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

（2）提出先

郵便番号 970-8026

住 所 福島県いわき市平字梅本15番地

福島県いわき建設事務所総務部 総務課

電話番号 0246-24-6107

電子メール：iwaki.ken@pref.fukushima.lg.jp

（3）提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年7月27日（月）午後5時まで必着とする。

（4）資格確認送付予定日

令和8年7月30日（木）

所定の一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により通知する。

4 入札説明書等の閲覧

（1）入札説明書の閲覧場所

福島県いわき建設事務所ホームページにおいて公開する。

（2）契約条項及び設計図書等の閲覧場所

令和8年7月10日（金）から8月4日（火）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで、別に指定するウェブサイトにおいて行う。

設計図書等を閲覧しようとする者は、事前に3の（2）の電子メールアドレスを宛先とする電子メールに委託業務番号及び業務名を明記のうえ、ウェブサイトのURLその他ログインに必要な情報の通知を依頼すること。

5 設計図書等に関する質問及び回答

設計図書等に関する質問がある場合は、下記によること。

（1）質問方法

一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式5。以下「質問書」という。）を3（2）の場所に電子メールにより提出することとし、電話など口頭による質問は受け付けない。質問書は原則として、電子メールにより提出することとするが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。

（2）質問書の受付期間

令和8年7月10日（金）から令和8年7月15日（水）午後5時まで

（3）回答方法

一般競争入札設計図書等に関する回答書（様式6）により、福島県いわき建設事務所ホームページ及び4（2）の別に指定するウェブサイトで回答する。

回答予定日は令和8年7月21日（火）とする。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年8月5日(水) 午後1時30分から
- (2) 場 所 福島県いわき市平字梅本15番地
福島県いわき合同庁舎南庁舎3階大会議室
- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。

7 入札書の作成及び提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(様式3-1)に、上記1の委託業務番号、業務名、履行場所を記載のほか、以下により作成し、上記6に指定する日時及び場所へ提出すること。
 - ア 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印すること(押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。)
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほか、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印すること(押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。)
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書(県からの通知)の写し
 - イ 委任状(様式4)(代理人が出席し、入札する場合)

8 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号に基づき免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する額を納めなければならない。

9 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (2) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、随意契約に移行することがある。
- (3) 上記(1)の入札には、下記12に規定する無効及び下記13に規定する失格の入札をした者は参加することができないものとする。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)を承諾のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。

- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵送による入札は、認めない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は、入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書き換え、引換え又は撤回することができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、当該入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 上記2の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 鉛筆書きによる入札
- (3) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札
- (4) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む）
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
- (7) 郵便による入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (11) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (12) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (13) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 入札の失格

次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 資本関係又は人的関係にある企業同士がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札を提出した者が2人以上あるときは、「入札におけるくじ」(別紙2)により、落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

16 契約条項

契約書(案)及び財務規則による。

17 契約の方法

- (1) 契約書等の提出

落札者は、次の各場合においては、落札決定の日から起算して10日以内に、当該各場合における手続きを行わなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。なお、落札者が、上記の期間内に当該手続きを行わないときは、落札は、その効力を失う場合がある。

ア 契約書を作成する場合、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えてこれを契約権者に提出すること。

イ 契約内容を記録した電磁的記録(以下「電子契約書」という。)により契約を行う場合、契約権者が指示する電子契約書に契約権者が定めるところにより電子署名を行い、関係書類を契約権者に提出すること。

- (2) 契約の確定

契約は、地方自治法第234条第5項の規定により、委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、甲及び乙が電子署名を行ったときに確定する。

(3) 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。契約の相手方は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。(※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。)

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約サービスのページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

18 入札スケジュール

項 目	期間又は期日
設計図書等の閲覧	令和8年7月10日(金)～令和8年8月4日(火)
設計図書等の質問	令和8年7月10日(金)～令和8年7月15日(水)
質問の回答予定	令和8年7月21日(火)まで
入札参加資格確認 申請書の提出	令和8年7月22日(水)～令和8年7月27日(月) (土曜日及び日曜日を除く、 午前9時00分～午後5時00分まで、必着)
入札参加資格確認通知	令和8年7月30日(木)まで
入札及び開札	令和8年8月5日(水)午後1時30分から
契約の締結予定	令和8年8月中旬

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別紙 2

入札におけるくじについて

入札の結果、最低価格の応札者が複数あり、落札者を決定できない場合には、「くじ」によりその順位を決定する。

1 見積書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、入札参加者の電話番号の下3桁の数字が記入されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 入札参加者の電話番号の小さい者から順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を見積書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記（2）の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を最上位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。
この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。
- (5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。
この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は（5）の規程に準じて順位を決定する。

【例示】

- (1) 入札参加者の電話番号の順にくじ番号を付与する。

A会社 0241-11-1234・・・くじ番号0

B会社 0244-22-5678・・・くじ番号1

C会社 024-555-7890・・・くじ番号2

- (2) くじの数

A会社 072

B会社 123

C会社 452

合計 072+123+452=647

余り 647÷3社=215・・・余り2

- (3) 順位

最上位は余りの2と一致するくじ番号であるC会社

2順位は、2+1=3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0のA会社

3順位は、0+1=1と一致するくじ番号であるB会社